

●香川県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年5月25日から同年6月15日まで一般の縦覧に供する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 府中造田線（17号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町山田下字蔵廻2354番4地先 から 綾歌郡綾川町山田下字蔵廻2167番1地先 まで	12.2~27.8	360	平成15年香川県告示第676号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年5月25日